

## 町民参加で防災基本条例をつくる

### I なぜ条例が必要か

#### 1 これまでは政策の基本は各種「計画」

- (1) 首長権限で作成
- (2) 計画延期、変更が容易

#### 2 政策を実施する根拠となる最上位が「条例」

- (1) 議会審議という民主的な手法
- (2) 簡単に内容変更できない重さ
- (3) 独自の地域課題へ対応した政策を決定、実施するための法的根拠

### II 条例化・町民参加の効果と条例制定のプロセス

#### 1 条例化の効果

- (1) 目標・理念を明確化する
- (2) 長期的な政策実施の法的担保となる
- (3) 適正な行政手続きを法的に保障する
- (4) 組織、予算、制度を担保する
- (5) 町民参加を法的に保障する

#### 2 町民参加の効果

- (1) 民主的な経過の徹底
- (2) 町民ニーズの反映
- (3) 条例設定後の政策実効性を担保

#### 3 条例制定のプロセス

- (1) 政策目標の明確化
- (2) 現状分析（法制度、組織、環境等）
- (3) 条例の目標設定
- (4) 立法事実の確定
- (5) 条文化
- (6) 議会議決

### Ⅲ 板橋区防災基本条例

- 1 防災懇談会の設置と条例骨子の検討
- 2 3つの防災基本理念の導出
- 3 条例の内容

### Ⅳ 条例を施策に活かす

- 1 防災ひとつづくりの推進
  - ① 防災訓練
  - ② 区民の防災活動への支援
  - ③ 防災リーダーの育成
  - ④ 知育、体育、徳育の防災教育
  - ⑤ 災害危険情報の提供と共有化
- 2 防災まちづくりの推進
  - ① 防災まちづくり計画と事業の推進
  - ② 自ら管理する公共施設の耐震性及び耐火性の確保
  - ③ 住宅等の耐震性及び耐火性の確保の促進
  - ④ 多数の者が利用する施設の耐震性及び耐火性の確保のための指導、助言、勧告
  - ⑤ 正当な理由なく勧告に従わない場合の公表措置
  - ⑥ ブロック塀、自動販売機のみならず、☆屋外に積み上げられる「コンテナ」等の安全確保指導、落下危険物の落下防止指導
- 3 要援護者への配慮
  - ① 火災報知器の設置、家具転倒防止器具の取付助成
  - ② 災害時における手話通訳の支援協定の締結☆災害時に聴覚障害者の安全を確保するため、手話通訳に関する支援のための協定を締結する（平成14年7月29日協定締結）。
  - ③ 障害者・外国人の地域の防災訓練への参加

### Ⅴ 市民的危機管理への展望